

議題3

滞在者の安全の確保を図るために必要な事項に基づく事業の実施体制について

議題3 都市安全確保促進事業を活用した滞在者の安全の確保を図るために必要な事項の事業の実施体制について

都市安全確保促進事業を活用した都市再生安全確保計画「2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項」に基づく事業の実施体制については、都市再生緊急整備協議会を事業主体とし、コスモスクエア開発協議会と連携し進める。なお、都市再生緊急整備協議会の構成員であるアジア太平洋トレードセンター株式会社が補助事業を実施するにあたっての都市再生緊急整備協議会の代表とし、実働主体及び会計事務等を担うこととする。

事業実施体制

- (事業主体)
都市再生緊急整備協議会
- (都市再生緊急整備協議会の事業実施の代表)
アジア太平洋トレードセンター株式会社
- (事業の進め方)
都市再生緊急整備協議会がコスモスクエア開発協議会と連携して事業を進める。
- (事業の実働主体)
アジア太平洋トレードセンター株式会社が、コスモスクエア開発協議会の活動計画などの方向性を踏まえて、実働主体として事業を調整し進める。
- (会計事務等)
アジア太平洋トレードセンター株式会社が行う。
- (実施概要)
都市再生安全確保計画の滞在者の安全の確保を図るために必要な事務に基づき、防災訓練（図上訓練等）、勉強会等を実施し、災害行動マニュアルの実効性検証と更新などを図る。

都市再生緊急整備協議会とコスモスクエア開発協議会の関係

